

千葉県障害者施策推進協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県行政組織条例（昭和32年千葉県条例第31号）第34条の規定により、千葉県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 協議会に会長を置く。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の招集)

第3条 会長は、協議会を招集しようとするときは、あらかじめ日時及び場所並びに付議すべき事項を委員に通知しなければならない。

2 委員は、協議会に出席することができない場合は、その旨を会長に通知しなければならない。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者の意見等)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に意見及び説明を求めることができる。

(議長)

第5条 協議会の議長は、会長がこれにあたる。

(議事録の作成)

第6条 会長は、協議会の開催のつど、書記に次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成させるものとする。

(1) 会議の日時

(2) 出席者の氏名

(3) 会議に付した事案の件名

(4) 議事の概要・表決の結果

(5) その他必要な事項

2 議事録には、議長及び議長の指名する委員2名が署名する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部障害者福祉推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年8月1日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。